

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する事務取扱要領

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づく補助金交付に関する事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 補助の対象となる浄化槽について

- (1) 昭和55年建設省告示第1292号（最終改正 平成18年国土交通省告示第154号）で指定された構造の浄化槽とする。また、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会が認定した登録浄化槽とする。
- (2) 要綱第3条中の補助対象事業の対象となる浄化槽は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する一建築敷地につき1基とする。
- (3) 同一年度において、補助の対象者が要綱第7条に基づき交付申請を行うことができるのは1回のみとする。
- (4) 補助金の交付を受けて設置した補助対象浄化槽及び過去に補助金により合併処理浄化槽を設置した者は、その補助金の交付確定が通知された日から原則7年以上使用するものとする。

2 補助対象事業について

- (1) 要綱第2条第4号中の「主に居住の用に供する建築物」とは、個人が所有する戸建て住宅（以下「住宅等」という。）のことをいい、併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供する建築物であるものとする。
- (2) 設置する補助対象浄化槽の人槽の算定基準となる住宅等からのし尿及び雑排水は、設置した補助対象浄化槽により全て処理するものとする。
- (3) 申請敷地内にある既存単独処理浄化槽等は、原則全てを撤去又は雨水貯留槽へ転用するものとする。

3 補助対象区域について

要綱第4条第1号及び第2号に定める区域は、当該年度の4月1日現在で各号の条件に該当している場合をいう。

4 補助対象者について

- (1) 補助対象者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく検査を受けるものとする。
- (2) 補助対象者は、法第11条第1項に基づく検査を受けるものとし、異常が

認められた場合は、ただちに必要な措置を講じるものとする。

(3) 補助対象者は、法第8条に基づく清掃及び法第9条に基づく保守点検を行うものとする。

(4) 補助対象者は、市長が必要に応じて実施する浄化槽の維持管理状況調査に協力するものとする。

5 補助対象費用について

(1) 要綱別表の「設置」に係る対象経費は、次に掲げるものとする。

ア 本体価格

イ 土工事費（掘削・埋戻）

ウ 土留工事費

エ 基礎工事費（砕石・基礎コンクリート）

オ 据付・水張り費

カ ブローワー工事費

キ 諸経費（アからカに係る経費）

(2) 要綱別表の「配管」に係る対象経費は、次に掲げるものとする。

ア 材料費

イ 流入管工事費

ウ 放流管工事費

エ 既設配管撤去費

オ 廃棄処分費

(3) 要綱別表の「撤去」に係る対象経費は、次に掲げるものとする。

ア くみ取、清掃費

イ 撤去工事費

ウ 廃棄処分費

6 受付枠について

予算の範囲内において受付順を原則とする。

7 交付申請について

(1) 交付申請は、法第5条第1項に基づく設置の届出をした日から、法第5条第2項に基づく審査期間を経過した後、若しくは建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後に申請できるものとする。

(2) 要綱第7条中の「書類」は、次に掲げるものとする。

ア 西尾市浄化槽転換設置整備事業計画書（別紙1）

イ 設置工事見積書（別紙2）又はこれに代わるもの

ウ 配管工事見積書（別紙3）又はこれに代わるもの

エ 撤去工事見積書（別紙4）又はこれに代わるもの

オ 工事請負契約書の写し

- カ 浄化槽設置届出書（県に提出後 1 1 日経過したもの）の写し又は建築確認済証の写し
- キ 浄化槽調書の写し（建築確認による場合）
- ク 設置場所の案内図
- ケ 浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
- コ 補助対象浄化槽の人槽算定基準となる住宅等の見取図
- サ 補助対象浄化槽の登録証の写し
- シ 補助対象浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ス 登録浄化槽管理票（C票）
- セ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ソ 工事施工業者の浄化槽設備士免状又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- タ 浄化槽工事業登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- チ 西尾市税を滞納していないことを証明する書類（直近 1 か月以内のもの）
- ツ 写真（既存の単独処理浄化槽又はくみ取便槽の全景）
- テ 誓約書（別紙 5）
- ト 補助対象浄化槽を設置する住宅等が借家の場合は、住宅等の所有者の承諾書（別紙 6）
- ナ その他市長が必要と認める書類

8 補助額の決定について

- (1) 補助額を決定するにあたっての補助対象浄化槽の人槽区分は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2 - 2 0 0 0）によるものとする。
- (2) 補助額に 1, 0 0 0 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

9 実績報告について

要綱第 1 2 条第 1 項中の「書類」は次に掲げるものとする。

- (1) 収支精算書（別紙 7）
- (2) 設置工事精算書（別紙 8）又はこれに代わるもの
- (3) 配管工事精算書（別紙 9）又はこれに代わるもの
- (4) 撤去工事精算書（別紙 1 0）又はこれに代わるもの
- (5) 領収書の写し（原本証明をしたもの）
- (6) 工事チェックリスト（別紙 1 1）
- (7) 浄化槽法定検査依頼書（第 7 条及び第 1 1 条）の副本
- (8) 浄化槽法定検査契約書の写し
- (9) 浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し

- (10) 工事完了後の浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
- (11) 工事写真（次の項目の内、該当するもの）
 - ア 補助対象浄化槽の着工前、工事中及び工事完了の分かる写真
 - イ 新設配管の着工前、工事中及び工事完了の分かる写真
 - ウ 既設配管の撤去前及び撤去完了の分かる写真
 - エ 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去完了の分かる写真
- (12) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽を撤去した場合）
- (13) 産業廃棄物管理票（E票）の写し（単独処理浄化槽、くみ取便槽又は既設配管を撤去した場合）
- (14) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (15) 西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更報告書（別紙12）及びその変更に関する書類（承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合）
- (16) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。